

建築物省エネ法の一部を改正する法律について

我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のため、住宅や建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠であるとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が2019年5月17日に公布され、関係する政令等と合わせて2021年4月1日から全面的に施行されます。同日から施行される改正規定等のうち主なものは、以下のとおりです。

○主な改正内容

[凡例 法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、令：同法律施行令、規則：同法律施行規則]

(1) 省エネ基準適合義務制度の対象拡大等

1) 省エネ基準適合義務の対象となる特定建築行為の見直し（法第11条第1項、令第4条関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合が求められる特定建築行為について、以下のように規定された。

- ・ 特定建築物（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物）の新築
- ・ 特定建築物（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物）の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上であるもの
- ・ 特定建築物以外の建築物の増築で、当該増築に係る非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上であるもの

注 2017年4月1日に現に存する建築物で、特定建築行為に該当する増築又は改築を行う場合であって、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計の増築又は改築後の非住宅部分に係る延べ面積に対する割合が1/2以内であるものは、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象から除かれる。

2) 届出義務の対象となる建築行為の見直し（法第19条第1項、令第8条関係）

所管行政庁へ建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を届け出ることとなる建築行為について、以下のように規定された。

- ・ 特定建築物以外の建築物で床面積の合計が300㎡以上のものの新築
- ・ 建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上であるもの（省エネ基準適合義務の対象となるものを除く。）

(2) エネルギー消費性能に係る評価・説明義務制度の創設

1) 評価・説明義務の対象となる建築行為

(法第 27 条、令第 10 条、規則第 21 条の 2、規則第 21 条の 4 関係)

以下に該当する建築行為の対象となる小規模建築物に係る設計を行う建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、その結果について書面を交付して説明をしなければならないこととされた。

- ・床面積の合計が 10 m²を超え 300 m²未満の建築物の新築
- ・床面積の合計が 300 m²未満の建築物の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る床面積の合計が 10 m²を超え 300 m²未満であるもの

注 建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る評価及びその結果についての説明を要しない旨の意思表示が、設計を委託した建築主からあった場合は、当該評価等義務の対象から除かれる。

2) 評価結果についての書面の記載事項 (法第 27 条第 1 項、規則第 21 条の 3 関係)

小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る評価の結果について、設計を委託した建築主に交付する書面には、以下の事項を記載することとされた。

- ・説明の年月日
- ・建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、代表者の氏名)
- ・小規模建築物の所在地
- ・建築物エネルギー消費性能基準への適合性
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合しない場合は、エネルギー消費性能の確保のためにとるべき措置
- ・建築士の氏名、一級建築士・二級建築士又は木造建築士の別、登録番号
- ・建築士が所属する建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所・二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

3) 建築士事務所における保存図書の追加

(建築士法第 24 条の 4 第 2 項、同法施行規則第 21 条第 4 項第三号関係)

建築士事務所の開設者が保存しなければならない当該建築士事務所の業務に関する図書に、以下のものが規定された。

- ・小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る評価及びその結果についての説明を行った場合は、その説明に用いた書面
- ・小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性に係る評価及びその結果についての説明を要しない旨の意思表示があった場合は、その意思表示に用いた書面

詳細に関しては、国土交通省のウェブサイト等にて各自ご確認をお願いいたします。

以 上